

【(大項目)2】	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	—			
【(中項目)2-1】	Ⅱ-1. 組織の編成及び運営	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)</p> <p>イ. 理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。</p>		<b>A</b>			
		H19	H20	H21	H22
		<b>S</b>	<b>S</b>	<b>A</b>	<b>A</b>
		実績報告書等 参照箇所			
		p.428 ~ p.433			
<p><b>評価基準</b></p> <p>【組織の編成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い業務の効率化を推進する。</li> </ul> <p>【法人の長のマネジメント】 (リーダーシップを発揮できる環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。</li> </ul>	<p><b>実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イノベーション創出の推進と科学コミュニケーションの推進を両輪とし、「イノベーション推進本部」及び「科学コミュニケーション推進本部」の2推進本部体制のもと、平成23年度においても、それぞれの推進本部において各事業の連携・連絡の強化に努めた。</li> <li>東日本大震災に際しては、週一回定期的に行われる理事長と役員間での会議にて、震災に対する情報収集を行い、必要な対策や対応指示を行った。それにより各事業において早期に震災に対応した事業運営を実施することができた。</li> </ul> <p>【リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事長のリーダーシップのもと、中期計画を達成するため、新規かつ挑戦的な取組や緊急に対応が求められる案件に関わる経費、事業の円滑な推進上必要な経費等、経営方針を反映した予算執行を実施するため、予算執行管理委員会にて、平成23年度において、各部長より9回ヒアリングを実施し、機動的な資源配分を実施した。</li> <li>また、平成23年4月から理事長が議長を務める理事会議を、月2回開催から、原則週1回開催することに変更し、より迅速な意思決定等が行えるように改善した。</li> </ul>	<p><b>分析・評価</b></p> <p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記の「評価基準」に照らし、それぞれに相当する実績内容から分析・評価すると、23年度における中期計画の実施状況については、中期計画のとおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標の達成に向かって順調又は中期目標を上回るペースで実績を上げていることから、評定をAとする。</li> <li>今後も、理事長のマネジメントが発揮できる独立行政法人という特徴を活かし、優れた研究成果に対する緊急かつ機動的に研究を加速するための支援や事業仕分けを踏まえた更に効果的・効率的な事業運営の実施、明確なビジョンによる効率的な組織運営や組織の活性化等、研究成果をイノベーション創出につなげるための活動を今後とも着実にを行うとともに、引き続き東日本大震災の被害に対する柔軟な事業運用や被災地支援を行う必要がある。</li> </ul>			

<p>(法人のミッションの役職員への周知徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。</li> </ul> <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。</li> </ul>	<p>【組織にとって重要な情報等についての把握状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独法評価において受けた指摘や整理合理化計画に対する対応状況や予算の執行状況を把握するために理事長による事業担当へのヒアリングを適宜実施した。</li> <li></li> </ul> <p>【役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事長と役職員との間に定期的なコミュニケーションをとる場を設定することにより、理事長の意思を役職員に深く浸透させるよう取り組んでいる。</li> <li>法人のミッションについては、中期計画、年度計画に反映しており、それを課レベルまでブレイクダウンし、部・課・担当レベルの年間行動プランに反映させることで周知されている。</li> </ul> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事長による機構のマネジメントの一環として、週一回定期的に理事長と役職員間で、震災に関する情報収集も含め業務の進捗状況や課題、今後の方向性など話し合うための会議を行っている。また、独法評価において受けた指摘や整理合理化計画に対する対応状況や予算の執行状況を把握するために事業担当へのヒアリングを適宜実施した。課レベル・部レベル・事業本部レベルの会議において、中期目標達成に向けた業務の進捗等を把握し、潜在するリスクの洗い出しを実施している。</li> </ul> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)に対する対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各担当部署によりリスクの把握、対応方針の策定がなされると、理事長をはじめ全役員、全部室長が出席する業務運営会議に報告される。これにより法人としてのリスク等の共有が図られ、優先順位付けがなされる。</li> <li>自然災害等に関係するリスクへの対応として、毛布等の整備を進めるとともに、東日本大震災発生時の対応を総括する会議を開催し、地震発生時の対応の見直しを行い、役職員に周知した。</li> <li>また、機構では、新型インフルエンザを想定した業務継続計画や緊急時の緊急連絡網を整備しているが、平成 23 年度においては、これらに加え、首都直下型地震を想定した事業継続計画の策定を開始した。</li> </ul>	<p>【各論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人のミッションを最終的に個人レベルまでブレイクダウンすることで、法人のミッションが全員に行き渡るようにしている。</li> <li>業務運営会議などを通じ、組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等がなされている。</li> </ul>
--	--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その際、中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に注目しているか。</li> </ul> <p>(内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。</li> </ul>	<p><b>【未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 万一未達成項目がある場合は、評価においてその要因の把握・分析がなされることになる。</li> </ul> <p><b>【内部統制のリスクの把握状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の業務運営上、発生可能性のある検討課題のうち、役員の方針決定が必要な課題については、その都度、業務運営会議や理事会議等に報告され、機構全体として取り組むべき重要課題の把握やそれに対する運営方針の決定などを理事長が行っている。</li> <li>・ また、機構では担当部署を定めて業務の実施計画の作成を行い、その進捗状況を業務運営会議等に毎月報告することで、機構全体として取り組むべき重要課題の把握やそれに対する運営方針の決定などを理事長が行っている。</li> </ul> <p><b>【内部統制のリスクがある場合、その対応計画の作成・実行状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構のミッション達成を阻害する課題(リスク)等への対応として、課題(リスク)等を踏まえた業務の実施計画の変更を行い、その対応状況を業務運営会議等に報告している。理事長は、その対応状況について、必要な指示を行っている。</li> <li>・ 平成 23 年度は、法令等の遵守の取組として、安全保障輸出管理規程及び利益相反マネジメント実施規則を整備し、内部統制の一層の強化を図った。</li> <li>・ また、内部統制のリスクへの対策が有効に機能するために、内部統制に資する各種研修を研修計画に基づき実施するなど、リスクの縮減にも努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人のミッション達成を阻害する、組織の内外で発生する課題(リスク)を業務運営会議等において把握し、リスクがある場合、業務の実施計画の変更を行う等、また想定されるリスクに対しては、規則・体制を整備する等、適切に予防に努めている。</li> </ul>
<p><b>【監事監査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。</li> <li>・ 監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するそ</li> </ul>	<p><b>【監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織体制、予算・決算及び人員、並びに理事長によるマネジメントに対する監査を行うとともに、運営方針・リスク認識について意見を述べた。</li> </ul> <p><b>【監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査内容については、理事長及び担当理事に対し、毎月、文書及び口頭で監査結果及び所見を報告した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部統制についても監事監査対象として監査し意見を述べ、次年度以降フォローアップすることとしているのは適切である。</li> </ul>

<p>の後の対応状況は適切か。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改善事項については、次年度以降フォローアップを行っている。</li></ul> <p>【監事監査における改善事項への対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約案件の確認において、重点的に随意契約の理由、1 者入札の仕様書チェック(排他性の有無等)、入札マニュアルに基づいて入札を行っているかを継続してチェックしている。その結果、随意契約・1 者入札の件数が減少し、改善がなされている。</li></ul>	
---------------------	---	--

【(中項目)2-2】

Ⅱ-2. 事業費及び一般管理費の効率化

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)

各種事務処理を簡素化・迅速化し、施設・スペース管理を徹底すること等により、経費の節減、事務の効率化、合理化を行い、一般管理費(人件費を含み、公租公課を除く)について、中期目標期間中にその15%以上を削減するほか、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費(競争的資金を除く)について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を行う。競争的資金についても、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務を効率化する。機構の保有するホール、会議室等を積極的に活用する等、施設の有効利用を推進するよう見直しを行う。

また、調達案件は原則一般競争入札によるものとし、随意契約を行う場合はその理由を公表する。

H19	H20	H21	H22
A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

p.434 ~ p.442

評価基準

実績

分析・評価

・ 管理的経費の節減及び以下の事項を含む業務の効率化を進め、一般管理費(人件費を含み、公租公課を除く)について、中期目標期間中にその15%以上を削減するほか、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費(競争的資金を除く)について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を行う。競争的資金についても、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務の効率化に努める。また、文献情報提供業務についても、効率的な業務運営に努める。

【一般管理費の削減状況】

	平成23年度 予算	平成23年度 実績	平成18年度から の削減割合
一般管理費(物件費)	1,334 百万円	1,297 百万円	—
人件費(管理系)	1,307 百万円	1,302 百万円	—
合計	2,641 百万円	2,599 百万円	18.4%

【事業費の削減状況】

文献情報提供業務以外の業務に係る事業費(競争的資金を除く)

	平成23年度 予算(目標額)	平成23年度 実績	平成18年度から の削減割合
事業費	24,422 百万円	22,734 百万円	—

・一般管理費等

平成23年度の一般管理費(公租公課を除く)の実績は、2,599百万円であり、計画額(2,641百万円)を下回るなど、年度計画どおりに着実に推進した。また、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費(競争的資金を除く)についても、平成23年度目標額24,422百万円に対して、実績額22,734百万円であり、業務の効率化を図った。

・文献情報提供業務

平成20年度に発生した世界的な金融危機から継続している景気低迷

【総論】

・ 左記の「評価基準」に照らし、それぞれに相当する実績内容から分析・評価すると、23年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調又は中期目標を上回るペースで実績を上げていることから、評定をAとする。

【各論】

・ 一般管理費及び文献情報提供業務以外の業務に関わる事業費(競争的資金を除く)は、計画に沿って着実に削減されている。

・ 文献情報提供業務については、一昨年度、前年度に引き続き単年度黒字を達成するとともに、平成22年度、平成

や無料コンテンツの浸透等の影響により事業環境は引き続き厳しいものとなっているが、サービスの向上、顧客開拓、事業遂行体制の効率化、事業の合理化、経費の徹底的な削減等の努力により、一昨年度、前年度に引き続き単年度黒字を達成した。平成 23 年度の当期利益の実績は 340 百万円であり、平成 22 年度当期利益 199 百万円より改善されている

(単位:百万円)

	H22	H23
(当期利益の目標)	240	384
(当期利益の実績)	199	340
(繰越欠損金の目標)	▲76,722	▲76,338
(繰越欠損金の実績)	▲76,160	▲75,820

- 日本科学未来館については、業務の効率化のための具体的な方策や自己収入の拡大方策等を盛り込んだプログラムを策定し、同プログラムの達成状況を検証・公表する。

- 外部の専門的な能力を活用することにより高品質のサービスが低コストで入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用し、事務を効率化、合理化する

【諸手当・法定外福利費】

- 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直し

- 日本科学未来館については、「業務の効率化及び自己収入の増加方策プログラム」の平成23年度モデル値を達成することができた。
- 外国人研究者宿舎については、前年度に実施した一般競争入札に基づく業務委託について、年次計画書等に記載されている通り、適切に実施されていることを確認したほか、入居率は東日本大震災の影響により目標値に達しなかったものの、入居者満足度は目標値を上回ったことが確認された。

【外部委託の活用状況】

- アウトソーシングについては、外部の専門的な能力を利用する方が効率的な各種サーバーの運用・管理業務等において着実に実施されており、一般競争入札による経費削減に引き続き努める等、さらなる効率化に向けた取組を行った。

【福利厚生費の見直し状況】

- レクリエーション経費については平成 22 年度に引き続き、本年度も支出は行っていない。

- 23 年度も継続的に収益性を改善したことから評価できる。
- なお、平成 23 年度の当期損益の実績は、当初想定していなかった「伊東研修施設の売却損・国庫納付金(臨時損失)47 百万円」に伴う臨時損失により経営改善計画の目標値には届かなかったものの、それを除けば損益目標を達成している。

- 日本科学未来館においては、平成 19 年度に設定した「業務の効率化及び自己収入の増加方策プログラム」のモデル値を計画通り達成することができた。
- 左記のとおり、業務委託は適切に実施されており、委託内容及び委託先の選定は妥当であったと判断する。
- 日本科学未来館の入館者数と外国人研究者宿舎の稼働状況については、震災後の閉館や修学旅行の自粛、首都圏訪問を控える動き、外国人の国外避難による影響が顕著であり、これらの指標が未達であることをもって評価を下げるべきではないと考える。

- 左記のとおり、アウトソーシングを活用し、業務が効率的に実施されている。

- レクリエーション経費の支出は行わないよう継続しているため、適切である。

<p>行われているか。</p> <p>【保有資産・事務所等の見直し】</p> <p>【契約の競争性、透明性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。</li> <li>・ 契約事務手続きに係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。</li> </ul>	<p>【保有資産・事務所等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有資産・事務所等の見直しについては、以下のとおり見直しに向けた取組を着実に行った。</li> <li>・ 平成 22 年 11 月に神田事務所を廃止し、残り 6 事務所については、平成 23 年度に東京本部とその近隣の 2 箇所に集約した。これにより、集約前と比較し、年間賃料を 164,755 千円削減した。また、所有していた上野事務所については、現物により国庫に納付するための必要な手続きを進めた。</li> <li>・ 伊東の研修施設については、独立行政法人整理合理化計画の趣旨や政府の資産債務改革及び独立行政法人の保有資産売却の方向性を踏まえて、平成 24 年 3 月 14 日付で売却を実施し、平成 24 年 3 月 28 日付で国庫納付を完了した。職員宿舎として保有している与野宿舎(1 戸)及び池袋宿舎(区分所有 2 室)については、平成 24 年 3 月をもって入居者の退去が完了し、今後国庫納付に向けた手続きを開始する。</li> <li>・ 全国 19 か所のプラザ・サテライト・ブランチについては、事業仕分け及び、平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定された「独立行政法人に関する事務・事業の見直し」で地域イノベーション創出総合支援事業が廃止された結果を踏まえ、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止した。またプラザ施設については、土地所有者である自治体等及び地域の大学等公的機関と、有償譲渡に向けた移管協議を行っている。</li> </ul> <p>【契約に係る規程類の整備及び運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争性確保の観点で作成した「仕様書チェックリスト(全 15 項目で構成。平成 22 年度に導入)」による事前審査体制を少額随意契約を除く全ての調達契約に対して平成 23 年度も継続して適用し、競争性を確保した調達を促した。</li> </ul> <p>【執行体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合を含む契約手続きに関する契約事務マニュアル、業務委託契約事務処理要領及び業務委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務・事業の見直しにおける保有資産・事務所等の見直し、不要資産の国庫返納について、着実に実施している。</li> <li>・ 契約に係る規程類やチェックリストの整備を行い、競争性の確保に努めている。</li> <li>・ マニュアル等の契約事務手続きにかかるガイドラインを定めることで事務の標準化などの統制を図っており、適切に</li> </ul>
--	---	---

	<p>契約事務処理マニュアルを平成 20 年度に整備済みであり、平成 23 年度もこれらのマニュアルに従い引き続き統一的な契約事務手続きの統制を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、安定した契約事務手続きを行うため、契約事務手続きの変更等が生じた場合は事務連絡を行い、機構内の電子掲示板に掲載を行うとともに、経理処理連絡会議等を開催するなど、周知徹底を図るための取組を行っている。</li> </ul> <p><b>【審査体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査体制については、競争性及び透明性の一層の向上が求められていることを踏まえ、審査体制の強化及び経営陣自らによる審査の実施を図るために、政府調達(WTO)に係る総合評価方式の提案書等の審査を行う「物品等調達総合評価委員会」及び随意契約の適否の審査を行う「物品等調達契約審査委員会」の両委員会について、平成 21 年度に引き続き経理担当役員を委員長とする審査体制を継続した。</li> </ul> <p><b>【契約監視委員会の審議状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部委員 6 名及び監事 1 名で構成される契約監視委員会(平成 21 年度発足)により、引き続き監視体制の強化を図った。契約監視委員会は、契約前案件の事前点検、競争性のない随意契約(224 件)及び 1 者応札となった契約(400 件)等の点検を実施した。</li> </ul> <p><b>【随意契約等見直し計画】</b></p>	<p>執行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約実務手続きの運用が変更された際の周知体制を整えるなど、柔軟な対応をしており、適切に執行している。</li> </ul>
--	---	---



**【随意契約等見直し計画】**

・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。

	①平成 20 年度実績		②見直し後 (H22 年 4 月公表)		③平成 23 年度実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	(94.9%) 4,960	(90.4%) 66,242,387	(95.1%) 4,969	(93.8%) 68,734,928	(94.8%) 3,786	(93.7%) 42,999,390	(▲0.3%) ▲1,183	(▲0.1%) ▲25,735,538
競争入札	(20.7%) 1,083	(21.1%) 15,446,190	(20.8%) 1,086	(24.5%) 17,939,472	(14.5%) 577	(14.9%) 6,829,901	(▲6.3%) ▲509	(▲9.6%) ▲11,109,571
企画競争、公募等	(74.2%) 3,877	(69.3%) 50,796,196	(74.3%) 3,883	(69.3%) 50,795,456	(80.4%) 3,209	(78.8%) 36,169,489	(6.1%) ▲674	(9.5%) ▲14,625,967
競争性のない随意契約	(5.1%) 264	(9.6%) 7,063,510	(4.9%) 255	(6.2%) 4,570,969	(5.2%) 207	(6.3%) 2,866,721	(0.3%) ▲48	(0.1%) ▲1,704,248
合計	(100%) 5,224	(100%) 73,305,897	(100%) 5,224	(100%) 73,305,897	(100%) 3,993	(100%) 45,866,111	(-) ▲1,231	(-) ▲27,439,786

※競争性のない随意契約は、土地建物賃借料など契約の性質又は目的が競争を許さない契約。随意契約の比率が上がっているのは、平成 20 年度以降、競争性のある契約について複数年契約を推進してきたことにより、競争入札等の件数が減少し、相対的に競争性のない随意契約の比率が増加したことによるもの。

**【再委託の有無と適切性】**

・ 第三者への再委託については、主に公募による研究委託において行われており、研究開発体制を構築する上で不可欠なものである。契約時において、受託予定者から提示された再委託に関する提案書又は計画書に対して審査・承認を行った上で委託契約を締結することにより、受託者による再委託を許可している。

**【1 者応札・応募の状況】**

**【個々の契約の競争性、透明性の確保】**

・ 再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。

・ 規程の整備や、監視体制の強化の効果により、随意契約見直し計画は達成している。

・ 競争性の無い随意契約は、土地建物借料など、真に契約の性質又は目的が競争を許さない契約のみであり、やむを得ないものである。

・ 再委託については、提案書・計画書に明記されており、それらを含めて審査・承認していることから、適切に実施している。

・ 一般競争入札等における 1 者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。

	①H20 年度実績		②平成 23 年度実績		①と②の比較増減		
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	
競争性のある契約	4,960	66,242,387	3,786	42,999,390	▲1,174	▲23,242,997	
うち 1 者応札・応募となった契約	(17.0%) 843	(17.6%) 11,635,131	(10.4%) 392	(10.0%) 4,318,220	(▲6.6%) ▲451	(▲7.6%) ▲7,316,911	
内訳	一般競争契約	780	11,145,915	239	2,574,018	▲541	▲8,571,897
	指名競争契約	0	0	0	0	0	0
	企画競争	11	225,477	2	75,006	▲9	▲150,471
	公募	52	263,739	135	1,006,598	83	742,859
	不落随意契約	0	0	16	662,598	16	662,598

**【原因、改善方策】**

- ・ 1 者応札の主な要因としては、機構は最先端の研究を行っており、専門的・先端的な機器である特殊な研究機器及びこれに係る保守・移設等（以下、「特殊な研究機器等」という）の調達が多く、こうした特殊な研究機器等は、一般機器類に比べ、その市場性が狭く、供給可能な者が限定されるためである。
- ・ 1 者応札改善については、仕様書チェックリストの導入やメールマガジンによる調達情報の配信などの改善策を講じた結果、件数及び金額共に良好な結果を得ている。

**【一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性】**

- ・ 競争性確保の観点で作成した全 15 項目からなる「仕様書チェックリスト」を導入し、少額随意契約を除く全ての調達契約について事前審査体制を導入しており、制限的な応札条件による調達は行っていない。

**【関連法人の有無】**

- ・ 公告の周知効果を高めるための取組等を実施してきた結果、平成 23 年度に 1 者応札・応募となった件数は、平成 20 年度に比べて大幅に減少している。

<p><b>【関連法人】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。</li> </ul> <p>当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。</p>	<p>機構にとっては、以下の3法人が関連公益法人である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(社)新技術協会 <ul style="list-style-type: none"> <li>○特許権等の取得事務に係る業務委託等</li> <li>○収入依存率 59.7%、独法発注額 59(競争契約 55 百万円)、役員のうち独法 OB2 名</li> </ul> </li> <li>(財)全日本地域研究交流協会 <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域研究開発基盤事業に係る業務委託等</li> <li>○収入依存率 92.9%、独法発注額 68(競争契約 67 百万円)、役員のうち独法 OB2 名</li> </ul> </li> <li>(社)科学技術国際交流センター <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人研究者用宿舎管理運営等の業務委託等</li> <li>○収入依存率 56.2%、独法発注額 114(競争契約 114 百万円)、役員のうち独法 OB3 名</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【当該法人との関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全て事業収入に占める機構との取引に係る額が3分の1以上である。</li> <li>関連公益法人に対する出資、出えん、負担金の支出は行っていない。また、国の少額随意契約基準以上の調達案件については、原則として競争性及び透明性のある一般競争入札等の契約方式で行っており、関連公益法人との競争性のない随意契約の実績はない。</li> </ul> <p><b>【当該法人に対する業務委託の必要性、契約金額の妥当性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の少額随意契約基準以上の調達案件については、原則として競争性及び透明性のある一般競争入札等の契約方式で行うこととしており、関連公益法人との競争性のない随意契約の実績はない。(平成 23 年度実績は、一般競争入札 9 件、3 億円)</li> </ul> <p><b>【委託先の収支に占める再委託費の割合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連公益法人と平成 23 年度に契約したもののうち、再委託を行っている契約は無い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連法人との間の契約についても、競争性のある一般競争入札等の契約方式で行うこととしており、関連公益法人との競争性のない随意契約の実績はないなど、透明性の確保に努めている。</li> <li>公益法人等への会費支出については、平成 24 年度以降、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成 24 年 3 月 23 日 行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえ見直す必要がある。</li> </ul>
--	---	---

【(中項目)2-3】

Ⅱ-3.人件費の抑制

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)を踏まえ、平成 22 年度まで、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

H19	H20	H21	H22
A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

p.443 ~ p.445

評価基準

実績

分析・評価

【総人件費改革への対応】

- 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調か。また、法人の取組は適切か。

【総人件費改革への対応】

(単位:千円)

	H17 実績	H23 実績
人件費決算額	5,903,150	5,346,482
対 17 年度人件費削減率	—	9.4%
対 17 年度人件費削減率 (補正值)	—	6.0%

- 総人件費削減の具体的方法は、役職手当の引き下げ(管理職3%、課長代理2%の引き下げ、平成20年度以前に実施した引き下げを継続)、期末手当について支給算式中の地域調整手当の支給割合の引き下げを継続、平成20年度以前に実施した管理職加算廃止及び職務段階別加算の減額措置の継続、地域調整手当について支給割合の据置きを行うとともに、国家公務員に準じて本給表の平均4.8%の引き下げ、平成19年度人事院勧告の凍結措置を継続して実施した。

【総論】

- 平成 23 年度における中期計画の実施状況については、中期計画のとおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標の達成に向かって順調又は中期目標を上回るペースで実績を上げていることから、評定をAとする。
- なお、今後とも国家公務員の給与水準との差については、社会的な理解の得られるものとなっているかという観点で踏まえ、引き続き注視していく必要がある。

【給与水準】

- 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
- 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。
- 国の財政支出割合の大きい法人(支出額が 100 億円以上又は支出予算の総額に占める国の財政支出の割合が 50%以上)及び累

【ラスパイレス指数】

- 平成 23 年度における機構(事務・技術職)と国家公務員との給与水準の差は、より実態を反映した年齢・地域・学歴勘案 99.5、年齢勘案 114.7 となり、より実態を反映した年齢・地域・学歴勘案では、国家公務員よりも低い給与水準となっている。(平成 22 年度:年齢・地域・学歴 98.9、年齢 114.4)
- 「年齢勘案」を用いた場合に、機構の給与水準が国家公務員の水準より高い理由は次のとおりである。

【各論】

- ラスパイレス指数については、より実態を反映した、年齢・地域・学歴勘案では 99.5 となっており、国家公務員より低水準となっている。なお、機構の場合、高学歴な職員が 1 級地に多く勤務しているため、年齢勘案では、114.7 となっている。地域差及び学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考えられる。

<p>積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。</p>	<p>① 地域手当の高い地域(1級地)に勤務する比率が高いこと(機構:81.6%&lt;国:28.9%&gt;)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構はイノベーション創出に向けて、一貫した研究開発マネジメントを担っており、有識者、研究者、企業等様々なユーザー及び専門家と密接に協議・連携して業務を行っている。そのため、それらの利便性から必然的に業務活動が東京中心となっている。</li> </ul> <p>②最先端の研究開発動向に通じた専門能力の高い高学歴な職員の比率が高いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最先端の研究開発の支援、マネジメントなどを行う機構の業務を円滑に遂行するためには、広範な分野にわたる最先端の研究開発動向の把握能力や研究者・研究開発企業間のコーディネート能力など幅広い知識・能力を有する専門能力の高い人材が必要であり、大学卒以上(機構:94.2%&lt;国:52.6%&gt;)、うち修士卒や博士卒(機構:48.5%&lt;国:5.2%&gt;)の人材を積極的に採用している。</li> </ul> <p>注:国における勤務地の比率については「平成23年国家公務員給与等実態調査」の結果を用いて算出、また、国における大学卒以上及び修士卒以上の比率については「平成23年人事院勧告参考資料」より引用。</p>	
---	---	--

<b>【(中項目)2-4】</b>		<b>Ⅱ-4.業務・システムの最適化による業務の効率化</b>	<b>【評定】</b>			
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)</b> 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うため、情報システムの最適化計画を着実に実行し、業務の効率化を行う。			<b>A</b>			
			H19	H20	H21	H22
			<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>
			実績報告書等 参照箇所			
			p.446 ~ p.449			
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>国の行政機関の取組に準じた情報システムの最適化計画に基づいて、最適化を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度に策定した主要3システム(総合情報システム、研究開発支援総合ディレクトリ(ReaD)、科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE))の最適化計画は、平成23年度が最終年度にあたるため、(a)業務の効率化・合理化、(b)経費削減、(c)利便性の向上、(d)安全性・信頼性の確保の観点から、最適化計画の実施状況を「業務・システム最適化実施の評価指針(ガイドライン)」に準じて実施状況報告書として取りまとめた。平成23年度報告をもって、主要3システムの最適化計画は完了した。</li> <li>主要3システムにおける平成23年度の実施状況は以下のとおりである。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合情報システムにおいては、業務内容の見直し、一般競争入札の実施等により、効率化、経費削減を図った。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーション業務に係る運用委託については、業務内容を見直すとともに、平成19年度以降、毎年度一般競争入札を行い、平成18年度において年間約192百万円であった運用委託費は、平成23年度には約146百万円にまで削減された。</li> <li>シュプリンガー社発行雑誌については、平成23年発行分から冊子に代わって同社よりメタデータと共に全文記事のPDFファイルを受け取る方法に変更し、複写にPDFファイルを用いることで作業の効率化を行った。</li> <li>平成20年度～23年度にかけて、準シソーラス高頻度索引語を中心に大規模辞書の登録を行うことで、索引作業時における辞書の索引語カバー率を向上させた。これにより索引の均一性、全索引語に対する大規模辞書登録語に対する比率が向上したため、文献検索においても</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<b>【総論】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記の「評価基準」に照らし、それぞれに相当する実績内容から分析・評価すると、23年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調又は中期目標を上回るペースで実績を上げていることから、評定をAとする。</li> </ul> <b>【各論】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記のとおり、主要3システムの最適化計画は、適切に実施され、各課題・施策(合理化、利便性等)に取り組み、達成した。今後も最適化計画の推進に関しては、国の取組に準じて推進する必要がある。</li> </ul>				

	<p>シソーラスブラウザ等を使用した検索の精度、網羅性向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サーバ等の運用においても、SE/FM とオペレータ間でマニュアル等を電子的に情報共有が行えるよう共有フォルダの整備を行い、効率化を図った。</li> </ul> <p>② ReaD においては、利用者拡大の利便性を旨して平成 23 年度にシステムを変更したことにより、結果として業務の効率化、合理化及び委託業務を簡素化することができ、システムの最適化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度にリリースしたReaD&amp;ResearchmapではID/パスワード問合わせについて更に自動化を進め、効率化を図った。</li> <li>・ 平成23年度には、データ交換そのものの作業を研究機関側が実施する「データ交換システム」を開発した。これにより、委託業務の内容を簡素化した。</li> <li>・ 機関担当者情報については、平成23年度までは、委託業務で必要なため委託先で十分な安全性を確保して管理していたが、「データ交換システム」側で管理できるようになった。これにより、委託業務の内容を簡素化した。</li> <li>・ 平成 23 年 11 月には、ReaD と大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所が開発した Researchmap を統合し、ReaD&amp;Researchmap としてサービスを開始した。これにより、登録インタフェースが利用しやすくなり、研究者の登録・更新作業を簡便化した。</li> <li>・ ReaD&amp;Researchmap に登録した研究者情報は、ReaD&amp;Researchmap 及び J-GLOBAL から提供されるため、利用者にとっては「研究者のプロフィールを知るためには ReaD&amp;Researchmap」「研究者の業績」を確認し他情報との関連を調べるためには J-GLOBAL」など、目的に応じて使い分けることができる2つのサービスを利用できるように利便性を図った。</li> </ul> <p>③ J-STAGE においては、業務内容の見直し、一般競争入札の実施等により、利便性の向上、経費削減を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学協会の技術サポートや研修などに多くの工数を要していた大会演題登録システム及び、J-STAGE の機能として提供していた投稿審査システムの機能提供の終了、システム管理者側で実施していた項目</li> </ul>	
--	---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報化統括責任者(CIO)を補佐する組織を充実し、全ての情報システムに係る最適化計画の推進、調達についての精査、人材の全体的なレベルアップを図るための職員研修の検討・実施を行う。</li> </ul>	<p>を学協会で設定するようにしシステム運用作業負担の軽減を図るとともに、CIO 担当の協力を得つつ業務項目の綿密な精査や工数検証を進め、質を担保しつつ種々の条件を緩和した結果、平成 24 年度についても、前年度契約と比較し、65 百万円低い価格で落札となり、コスト削減が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年度は次期システムの基本設計に基づく詳細設計及びプログラム開発を行った。</li> <li>・ 投稿審査システムについては、現在の独自開発によるものではなく、既存パッケージによる ASP 形態のサービス提供へ移行することを決定した。世界標準となっている 2 つの ASP サービスを採用し、学協会が選択できるようにすることにより、利用学協会の要望への柔軟な対応、投稿者の利便性向上を図った。</li> </ul> <p>・ 情報化統括責任者(CIO)を補佐する体制のもと、以下について実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 今後の業務・システムの最適化を推進するため、年間経常経費約5千万円以上の業務・システムについて、最適化の実施可能性調査・説明を行った。調査結果からは平成23年度に最適化計画の策定を要望する業務・システムは無かったため、最適化の推進は各情報システムを所管する部署に委ね、平成24年度以降に再検討することとした。</li> <li>② 情報システムに係る調達について、300万円以上の役務及び約1千万円規模以上のハードウェアの調達仕様書の精査を行った(調達仕様書の精査:平成23年度実績285回、平成22年度実績172回、平成21年度実績273回、平成20年度実績187回))。また、システム運用担当部署に対して、(a)仕様書の透明性を確保、(b)特定業者(特に既存業者)に偏らない、(c)前年度実績等との比較評価、(d)複数業者による概算見積の入手と評価、等の観点から、調達仕様書及び作業工数等の適正化について指導・助言した。</li> <li>③ 平成 21 年度、平成 22 年度に策定した「ソフトウェア品質管理ガイドライン」及び「システム運用・保守管理ガイドライン」をもとに調達仕様書の精査のなかで各部の開発担当への指導・助言等を行い、情報システムの開発・運用に関するスキルアップを図った。</li> </ol> <p>さらに、複数部署の情報システムの開発支援(定例会、レビューへの参</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の行政機関のプログラム・マネジメント・オフィス(PMO)に準じ、CIO 及び CIO 補佐を支援するIT専門組織を維持し、マネジメントを発揮するなど、今後更に最適化計画の推進、業務・システム調達の品質向上(調達の透明性、開発・運用管理の標準化、成果物等の品質管理)等を図る必要がある。</li> </ul>
---	--	---



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務プロセス全般について不断の見直しを行い、情報システムを活用して業務の合理化を図る。</li> <li>・ 費用対効果に留意しつつグループウェアの利便性を向上させるとともに、電子公募システムの活用により、内部業務の事務処理において迅速化、ペーパーレス化を推進する。</li> <li>・ 「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対</li> </ul>	<p>加)を行い、開発担当者に対して開発管理のスキルアップを図った。</p> <p>情報セキュリティについては、新人職員(派遣、調査員等を含む)研修(24回 211名)、情報セキュリティマネジメント研修(4回 40名)、情報システムセキュリティ対策と管理手順研修(2回 31名)及び日常業務における情報セキュリティ対策研修(13回 389名)を実施し、セキュリティに関するスキルアップを図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年度、平成22年度に策定した「ソフトウェア品質管理ガイドライン」、「システム運用・保守管理ガイドライン」により開発管理及び運用・保守管理に関するガイドラインが整備された。平成23年度は運用保守準備工程について、「システム運用・基盤構築ガイドライン」を策定した。これらのガイドライン整備により情報システムのライフサイクル全体の標準化が図れる。</li> <li>・ 調達仕様書の精査のなかで、標準化ガイドラインをもとに業務の合理化・適正化の観点から指導・助言を行うことにより業務プロセス全般の見直しを行った。</li> <li>・ 情報システムの開発工程において開発部署に開発マネジメント支援を行うことにより、標準化ガイドラインをもとに業務の合理化・適正化の観点から見直しを行った。</li> <li>・ グループウェア並びにOAシステムの刷新に向け、次期グループウェア、次期OAPC、複合機等、OAシステム全体のリプレイス計画を策定し、計画に基づき調達手続きを実施中である。</li> <li>・ また、システム刷新までの間、不足する機能等について最小限度の投資で補完する等、費用対効果を十分に意識しつつも、ファイル交換システムや、クラウド型BCPサイト等、最新のIT技術等の先行導入を実施した。</li> <li>・ 電子公募システム等の更新、運用に加え、電子決裁・文書管理システムの更新、旅費システムの導入準備、ペーパーレス会議の漸次導入等、事務処理の効率化、ペーパーレス化に向けた対応を着実に実施した。</li> <li>・ 情報セキュリティ研修として、新人職員(派遣、調査員等を含む)研修(24回 211名)、情報セキュリティマネジメント研修(4回 40名)、情報システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度も標準化に積極的に取り組むなどの見直しを行い、業務の効率化・合理化に向け、実施したものと評価できる。</li> <li>・ グループウェア並びにOAシステムの刷新については、今後も費用対効果を留意しつつ実施していくことを期待する。</li> <li>・ 情報セキュリティ監査に関しては、引き続き実施する必要がある。</li> </ul>
--	--	---

<p>策を推進する。</p>	<p>セキュリティ対策と管理手順研修(2回 31名)及び日常業務における情報セキュリティ対策研修(13回 389名)を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティ規程等の遵守事項の準拠性に関する監査(1部署)及び情報システムに対する情報セキュリティ規程等の遵守事項の準拠性に関する監査と安全性に関する監査(7システム)を実施し、担当部署に監査報告及び是正計画を報告した。</li> </ul>	
----------------	---	--

<b>【(大項目)3】</b> Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画		<b>【評定】</b>																																																																				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画) 中期計画予算参照		<b>A</b>																																																																				
		H19	H20	H21	H22																																																																	
		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>																																																																	
		実績報告書等 参照箇所																																																																				
		p.450 ~ p.454																																																																				
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>																																																																				
<b>【収入】</b>	<b>【平成 23 年度収入状況】</b>	<b>【総論】</b>																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>差引増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  運営費交付金</td> <td>104,818</td> <td>104,818</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  施設整備費補助金</td> <td>142</td> <td>103</td> <td>39</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>  (平成 21 年度補正予算分)</td> <td>(0)</td> <td>(1)</td> <td>(△ 1)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>  業務収入</td> <td>6,783</td> <td>6,911</td> <td>△ 128</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>  寄付金収入</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>△ 2</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>  その他の収入</td> <td>223</td> <td>773</td> <td>△ 549</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>  繰越金</td> <td>353</td> <td>1,012</td> <td>△ 659</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>  受託収入</td> <td>5,371</td> <td>6,832</td> <td>△ 1,461</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>  目的積立金取崩額</td> <td>194</td> <td>278</td> <td>△ 84</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td>117,896</td> <td>120,740</td> <td>△ 2,845</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  (平成 21 年度補正予算分)</td> <td>(0)</td> <td>(1)</td> <td>(△ 1)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	決算額	差引増減額	備考	I 収入					運営費交付金	104,818	104,818	0		施設整備費補助金	142	103	39	※1	(平成 21 年度補正予算分)	(0)	(1)	(△ 1)	※2	業務収入	6,783	6,911	△ 128	※3	寄付金収入	11	13	△ 2	※4	その他の収入	223	773	△ 549	※5	繰越金	353	1,012	△ 659	※6	受託収入	5,371	6,832	△ 1,461	※7	目的積立金取崩額	194	278	△ 84	※8	計	117,896	120,740	△ 2,845		(平成 21 年度補正予算分)	(0)	(1)	(△ 1)		<p>・ 左記の「評価基準」に照らし、それぞれに相当する実績内容から分析・評価すると、23 年度における中期計画の実施状況については、中期計画のとおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標の達成に向かって順調又は中期目標を上回るペースで実績を上げていることから、評定をAとする。</p>			
区分	予算額	決算額	差引増減額	備考																																																																		
I 収入																																																																						
運営費交付金	104,818	104,818	0																																																																			
施設整備費補助金	142	103	39	※1																																																																		
(平成 21 年度補正予算分)	(0)	(1)	(△ 1)	※2																																																																		
業務収入	6,783	6,911	△ 128	※3																																																																		
寄付金収入	11	13	△ 2	※4																																																																		
その他の収入	223	773	△ 549	※5																																																																		
繰越金	353	1,012	△ 659	※6																																																																		
受託収入	5,371	6,832	△ 1,461	※7																																																																		
目的積立金取崩額	194	278	△ 84	※8																																																																		
計	117,896	120,740	△ 2,845																																																																			
(平成 21 年度補正予算分)	(0)	(1)	(△ 1)																																																																			
	<p>各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。</p> <p><b>【主な増減理由】</b></p> <p>※1 補助事業の契約差額等による減</p> <p>※2 補助事業の前期よりの繰越金等</p> <p>※3 開発費成果実施料等による増、受託サービス収入の減</p> <p>※4 寄付金受入による増</p> <p>※5 消費税還付金等による増、利息収入の減</p>	<b>【各論】</b>																																																																				

【支出】	※6 前期よりの繰越金					
	※7 国等からの受託業務件数の拡大による増					
	※8 平成22年度分目的積立金承認による増					
	【平成 23 年度支出状況】					
		区分	予算額	決算額	差引増減額	備考
	Ⅱ 支出					
	一般管理費	3,254	3,160	94		
	（公租公課を除いた一般管理費）	2,641	2,599	42		
	うち人件費（管理系）	1,307	1,302	5	※9	
	うち物件費（公租公課を除く）	1,334	1,297	37		
うち公租公課	614	561	52	※10		
事業費	109,040	112,361	△ 3,321			
新技術創出研究関係経費	60,057	62,031	△ 1,973	※11		
企業化開発関係経費	25,741	26,030	△ 289	※11		
科学技術情報流通関係経費	7,364	7,259	105	※11		
研究開発交流支援関係経費	4,293	4,848	△ 555	※11		
科学技術理解増進関係経費	8,442	9,169	△ 727	※11		
人件費（業務系）	3,143	3,025	118	※9		
施設整備費	142	103	39	※1		
（平成 21 年度補正予算分）	(0)	(232)	(△ 232)	※2		
受託経費	5,371	6,830	△ 1,459	※7		
計	117,808	122,454	△ 4,646			
（平成 21 年度補正予算分）	(0)	(232)	(△ 232)			
各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。						
【主な増減理由】						
※1 補助事業の契約差額等による減						
※2 補助事業の前期よりの繰越金等						
※7 国等からの受託業務件数の拡大による増						
※9 退職金の減、事務系職員の減等、なお、非常勤職員等は含まれていない						

※10 償却資産税等の減、経費節減による減  
 ※11 前期よりの繰越金等、経費節減による減

【収支計画】

【平成 23 年度収支計画】

区分	計画額	実績額	差引増減額
費用の部			
経常費用	112,857	121,459	△ 8,601
一般管理費	3,064	3,023	41
事業費	101,393	111,872	△ 10,478
減価償却費	8,400	6,564	1,836
財務費用	4	4	0
臨時損失	3,614	3,391	223
収益の部			
運営費交付金収益	95,771	105,748	△ 9,977
業務収入	4,695	4,339	356
その他の収入	269	497	△ 228
受託等収入	5,371	6,750	△ 1,378
資産見返負債戻入	7,093	5,350	1,743
臨時利益	3,592	3,413	179
純利益(△純損失)	316	1,244	△ 928
目的積立金取崩額	194	279	△ 84
総利益(△総損失)	511	1,523	△ 1,012

各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【主な増減理由】

・当期総利益 1,523 百万円は、中期目標期間最終年度による運営費交付金債務の精算収益化による増が主な要因。

【資金計画】

【平成 23 年度資金計画】

区分	計画額	実績額	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	108,401	115,571	△ 7,170
投資活動による支出	10,647	44,149	△ 33,502
財務活動による支出	69	99	△ 30
翌年度への繰越金	6,855	8,819	△ 1,963
資金収入			
業務活動による収入	117,206	118,702	△ 1,497
運営費交付金による収入	104,818	104,818	0
受託等収入	5,371	6,931	△ 1,559
その他の収入	7,016	6,954	62
投資活動による収入	363	35,832	△ 35,469
前年度よりの繰越金	8,403	14,103	△ 5,700

各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【主な増減理由】

- ・資金支出 : 投資活動による支出の定期預金の預入による支出の増が主な要因。
- ・資金収入 : 投資活動による収入の定期預金の払戻による収入の増が主な要因。

【財務状況】

(当期総利益(又は当期総損失))

- ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。
- ・ また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。

(利益剰余金(又は繰越欠損金))

- ・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の

【当期総利益(当期総損失)とその発生要因】

- ・ なお、文献情報提供事業について、平成 23 年度の当期損益の実績は 340 百万円であり、平成 22 年度当期利益 199 百万円より改善されている。

【利益剰余金】

- ・ 法人単位では実績なし。

性格に照らし過大な利益となっていないか。

- ・ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。

【繰越欠損金】

- ・ 下表のとおり、平成 21 年度に単年度黒字化を達成するとともに、平成 22 年度、平成 23 年度も継続的に収益性を改善した。

	H19	H20	H21	H22	H23
経常収益	4,923 百万円	4,751 百万円	4,536 百万円	4,005 百万円	3,588 百万円
経常費用	5,745 百万円	5,113 百万円	4,504 百万円	3,798 百万円	3,205 百万円
経常利益	▲822 百万円	▲362 百万円	32 百万円	207 百万円	383 百万円
当期利益	▲778 百万円	▲211 百万円	123 百万円	199 百万円	340 百万円
当期利益 目標値	▲953 百万円	▲343 百万円	19 百万円	240 百万円	384 百万円
繰越欠損金 目標値	▲76,639 百万円	▲76,982 百万円	▲76,962 百万円	▲76,722 百万円	▲76,338 百万円
繰越欠損金 実績値	▲76,271 百万円	▲76,482 百万円	▲76,358 百万円	▲76,160 百万円	▲75,820 百万円

【解消計画の有無とその妥当性】

- ・ 第Ⅱ期経営改善計画(平成19～23年度)において、経営基盤の強化・収益性の改善を図ることにより、①平成20年度:国からの出資金を受けずに自己収入のみで事業運営 ②平成21年度:単年度黒字 ③平成22年度以降:着実に経常利益の増加を図り、繰越欠損金を継続的に縮減することになっている。

【解消計画に従った繰越欠損金の解消状況】

- ・ これまで(平成23年度まで)、計画どおりの進捗となっている。

- ・ 繰越欠損金については、経営改善計画に基づき継続的な縮減を図っており、これまで計画どおりの進捗となっていることから評価できる。
- ・ なお、平成 23 年度の当期損益の実績は、当初想定していなかった「伊東研修施設の売却損・国庫納付金(臨時損失)47 百万円」に伴う臨時損失により経営改善計画の目標値には届かなかったものの、それを除けば損益目標を達成している。

<p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合(10%以上)、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</li> </ul> <p>(開発委託金回収債権)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発委託金の回収状況は適切か。</li> </ul> <p>(溜まり金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しが行われているか。</li> </ul> <p>【実物資産】</p> <p>(保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。</li> <li>見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</li> <li>「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか</li> </ul>	<p>【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標期間最終年度のため、運営費交付金債務残高は発生しない。</li> </ul> <p>【開発委託金回収債権】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発委託金回収債権の回収については、開発中止や成功終了後に一括返済等計画外の返済があったため、年度計画予算を上回る回収額となった。また、貸倒懸念債権等の残高は減少した。</li> </ul> <p>【溜まり金の精査の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>溜まり金は無い。</li> </ul> <p>【実物資産に関する見直し状況】</p> <p>※別表「独立行政法人科学技術振興機構の実物資産の保有状況」参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>返済契約書に基づく計画的な回収と開発中止や成功終了後の一括返済等計画外の回収により、年度計画予算を上回る結果となり、回収状況は適切であったと評価できる。</li> <li>実物資産については、伊東の研修施設の売却、上野事務所の閉鎖及び都内事務所(賃借物件)の集約化などを進めており、適切に見直しが進められている。</li> <li>職員宿舎については、平成24年度以降、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえ見直す必要がある。</li> </ul>
--	---	--



<p>(取組状況や進捗状況等は適切か)。 (資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実物資産について、利用状況が把握され、必要性等が検証されているか。</li> <li>・ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。</li> </ul> <p><b>【金融資産】</b> (保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。</li> </ul> <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金の運用状況は適切か。</li> <li>・ 資金の運用体制の整備状況は適切か。</li> <li>・ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責</li> </ul>	<p><b>【金融資産の保有状況】</b></p> <p>① 金融資産の名称と内容、規模及び保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般勘定については、四半期ごと(上半期については月次)の自己収入の見込み及び事業費の支出の見込に基づき、運営費交付金の請求を行い、毎月の資金繰り管理を行った結果発生した余裕金について、短期の預金・有価証券による運用を行うことにより、適正な資金繰りの運営に取り組んでいる。</li> <li>・ 文献情報提供勘定については、経営改善計画による収益性の改善により資金繰りは改善しているが、文献情報提供事業は収益性を求められていることから、過去の余裕金については効率的な運用による利息収入の増加を目的として、短期の預金に加えて独立行政法人通則法第47条の規定に基づき長期の預金・有価証券(3,004百万円、2,019百万円)による運用を行うことにより、適正な資金繰りの運営に取り組んでいる。なお、本件は上記目的のために満期まで保有するものであり、投資や短期的な運用を目的とするものではない。</li> <li>・ 事業用資産及び貸付金は無い。</li> </ul> <p>② 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無 資産の売却や国庫納付等を行った金融資産はない。</p> <p><b>【資金運用の実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資や短期的な運用を目的とするものはない。</li> </ul> <p><b>【資金の運用に関する法人の責任の分析状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般勘定の利息収入の計画と実績の差異は、市場金利が計画時から低下したことによるものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融資産については、余裕金について短期の預金・有価証券による運用を行うことにより、適正な資金繰りの運営に取り組んでおり、資産額も適正規模にとどめている。</li> </ul>
---	--	--

任が十分に分析されているか。

**【知的財産等】**

(保有資産全般の見直し)

- ・ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。
- ・ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。

(資産の運用・管理)

- ・ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切か。

**【知的財産の保有の有無】**

- ・ 平成 23 年度の知的財産の状況は次のとおり。

保有特許数 (平成 24 年 3 月末現在)	6,429 件
出願数	174 件
登録数	575 件
処分数	1,166 件
あっせん・実施許諾数	14 件 (221 特許)

**【知的財産の保有の必要性について、その法人の取組状況/進捗状況】**

- ・ 個別の特許については、審査請求や拒絶理由通知等のタイミングで、保有の必要性の評価を行っている。その際、関連特許についても同様の評価を行うように努めている。保有の必要性なしと判断された特許については、その都度放棄するとともに、関連特許についても評価結果に応じた対応をとっている。このような取組の結果、保有特許件数で 22 年度より、約 960 件(全機構保有特許件数の約 13%弱に相当)、経費にして 100 百万円強(全機構保有特許に係る経費の約 10%弱に相当)の削減を達成している。

**【出願に関する方針の有無】**

- ・ 「出願に関する方針の策定」については、知的財産取扱規程(平成 15 年規程第 18 号)(以下「規程」という)により出願、管理、活用等知的財産の取扱い全般について定め、個別研究事業において、事務処理マニュアル(以下「マニュアル」という)等にて方針を示している。

**【出願の是非を審査する体制整備状況】**

- ・ 出願の是非を審査する体制を整備し、規程に定めるとともに、マニュアルにて明示している。概略としては、個別研究事業において研究事業部門にて出願の可否を判断し、その後、知的財産戦略センターにて決裁することとしている。外国出願については、これに加え外部有識者から構成される知的財産審査委員会において審議を行う

- ・ 知的財産の保有の必要性について、審査請求や拒絶理由通知等のタイミングで評価を適切に行い、保有特許件数の削減を達成した。

- ・ 知的財産取扱規定に基づく出願、個別事業での出願是非の判断、知的財産戦略センターでの出願・活用・管理の一元的執行等、特許出願や知的財産活用に関する方針策定や体制整備を適切に行った。
- ・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用推進に向けて、機構以外の特許も含めた、発明者ごとの特許ポートフォリオ化による効率的な実施許諾と維持管理等、実施許諾の可能性を高める取組を行うとともに、産業革新機構等の外部機関からも特許の活用促進への協力を得られるように連携を進めた。また、

<p>・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。</p>	<p>こととしている。</p> <p>【活用に関する方針・目標の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程及び業務方法書に方針を定めている。</li> </ul> <p>【知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産戦略センターにおいて知的財産の出願・活用・管理を一元的に執り行っている。</li> </ul> <p>【実施許諾に至っていない知的財産について】</p> <p>① 原因・理由</p> <p>機構が長年にわたり支援してきた大学・公的研究機関等における研究は、先進的なものであるが、一方でその成果の事業化においては長期間を要するものが多いという特徴があるため、この点を認識した知的財産の維持管理・活用を図っている。</p> <p>② 実施許諾の可能性</p> <p>現在未利用の知的財産であっても利用の可能性が高いものが存在すると思われる。特許の実施の見込みを判断するにあたっては、機構が保有する特許だけでなく、大学等や企業が個別に保有している特許とポートフォリオを構築し活用促進を図っている。</p> <p>③ 維持経費等を踏まえた保有の必要性</p> <p>事業化に長期間を要するとはいえ、単に知的財産を長期間保有し続けることがないよう、維持経費が発生するタイミングで保有の必要性を検討するなどして、合理化を図っている。</p> <p>④ 保有の見直しの検討・取組状況</p> <p>機構内に設置された知的財産戦略委員会において議論がなされ、その結果、長期間保有してきた未利用の特許について見直しを行い、実施許諾等の見通しの立たないものについては返却、整理を進める、との提言が平成 22 年 6 月になされた。その結論を受けて、平成 22 年 11 月には「科学技術振興機構が所有する特許の維持・管理方針」を取りまとめ、引き続き効率的・効果的な特許管理を進めている。例えば、一定期間維持したにも拘わらず実施の見込みのないと判断されるもの、実施しても経費の回収が困難と考えられるもの等については放棄するとともに、実施許諾の可能性があると判断されたものについても、実施許諾の活動を行った結果、実施先が見つからない場合にはこれを放棄することにより、維持経費の適正化に努めている。</p> <p>⑤ 活用を推進するための取組</p> <p>発明者ごとの特許ポートフォリオ化による効率的な実施許諾と維持管理を行って</p>	<p>知的財産戦略委員会での提言に基づき、「科学技術振興機構が所有する特許の維持・管理方針」を取りまとめ、引き続き効率的・効果的な特許管理を進めた。</p>
--	--	--

る。また、企業経験者を雇用して、その経験と知識を活用しつつ、実施許諾の活動を行っている。外国出願特許については、海外の展示会への出展や海外の専門仲介機関を利用する等して、実施許諾に至るよう努めている。なお、22年度新規施策「科学技術commons」において、機構保有特許と関連する大学保有特許を組合せた特許ポートフォリオを形成することにより、実施許諾の可能性を高める取組を行うとともに、産業革新機構等の外部機関からも特許の活用促進への協力を得られるように連携を進めている。

<b>【(大項目)4】</b>		<b>IV 短期借入金の限度額</b>	<b>【評定】</b>			
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)</b> 短期借入金の限度額は 259 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合である。			—			
			H19	H20	H21	H22
			—	—	—	—
			実績報告書等 参照箇所			
			p.455			
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>短期借入金はあるか。ある場合は、その額及び必要性は適切か。</li> </ul>	<b>【短期借入金の有無及び金額】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>実績なし</li> </ul>	実績がない。				

【(大項目)5】 V 重要な財産の処分等に関する計画		【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画) 重要な財産を譲渡、処分する計画はない。		<b>A</b>			
		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		p.456			
評価基準	実績	分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な財産の処分に関する計画はあるか。</li> <li>ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。</li> </ul>	<b>【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>上野事務所については、現物により国庫納付するための必要な手続きを進めた。</li> <li>伊東研修施設について、平成22年9月8日付で重要な財産の処分に係る認可を受け、平成24年3月14日付で当該施設の売却を行い、平成24年3月28日付で国庫納付を完了した。</li> </ul>	<b>【総論】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>順調に処分に向けた手続きが進められた。</li> </ul> <b>【各論】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>伊東研修施設について、平成23年度年度計画に沿って売却手続きを行い、売却及び国庫納付をすることができた。</li> </ul>			

【(大項目)6】 VI 剰余金の使途		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)            機構の実施する業務の充実、所有施設の改修、職員教育・福利厚生の実、業務の情報化、広報の充実に充てる。</p>		<b>A</b>			
		H19	H20	H21	H22
		-	-	-	-
		実績報告書等 参照箇所			
		p.457			
評価基準	実績	分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> <li>利益剰余金はあるか。ある場合はその要因は適切か。</li> <li>目的積立金はあるか。ある場合は、活用計画等の活用方策を定める等、適切に活用されているか。</li> </ul>	<p>【利益剰余金の有無及びその内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人単位では実績なし。</li> </ul> <p>【目的積立金の有無及びその内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2期中期目標期間中に法人の努力として認められた目的積立金は総額278百万円であり、平成23年度に取崩しを行い、中期計画に定める「業務の充実」と「業務の情報化」に資するものとして、LAN機器導入等など都内事務所集約に係る費用の一部として支出した。</li> </ul>	<p>【利益剰余金に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実績がない。</li> </ul> <p>【目的積立金に関する事項】</p> <p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画に定めた使途である「業務の充実」と「業務の情報化」に資するものであり、適切に活用されている。</li> </ul>			

【(大項目)7】 VII その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】(中期計画)</p> <p>1. 施設及び設備に関する事項  機構の行う科学技術振興業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を計画的に実施する。  また、地域イノベーション・システムの強化を図り、地域経済、地域社会の活性化に貢献するため、地域産学官共同研究拠点を整備するとともに、国民の環境科学技術に関する興味・関心と理解を深め、環境問題に対する国民の意識の醸成を図るため、最先端の環境科学技術に関する情報発信機能を強化する。</p> <p>2. 人事に関する事項  職員の能力向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制度を着実に運用する。</p> <p>3. 中期目標期間を超える債務負担  中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p> <p>4. 積立金の使途  前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>		<b>A</b>			
		H19	H20	H21	H22
		<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>
		実績報告書等 参照箇所			
		<p>1. 施設及び設備に関する事項:p.458</p> <p>2. 人事に関する事項:p.459 ~ p.462</p> <p>3. 中期目標期間を超える債務負担:p.463</p> <p>4. 積立金の使途:p.464</p>			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【施設及び設備に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設及び整備に関する計画はあるか。ある場合は、当該計画の進捗は順調か。</li> </ul> <p>【人事に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事管理は適切に行われているか。</li> <li>職員の業績等の人事評価を定期的を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映する。</li> <li>競争的研究資金による事業を有効に実施するため、研究経験を有する者をプログラムディレクター、プログラムオフィサー等に積極的</li> </ul>	<p>【施設及び設備に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川口本部の施設・設備において、経年劣化等により性能を維持できなくなったものについて、計画修繕を着実に実施した。</li> <li>外国人研究者宿舎は、二の宮ハウス及び竹園ハウスについて給排水衛生設備改修、熱源設備改修等の計画修繕を実施した。</li> <li>日本科学未来館は、経年劣化等の対応のため、建築設備、電気設備、空調設備、衛生設備の計画修繕を実施した。</li> </ul> <p>【人事に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の業績評価については、期初に JST の目標を踏まえて設定を行った目標管理シートに基づき行い、その評価結果を期末手当に反映した。発揮能力評価については、職員の役職に応じて設定された行動項目に基づき評価を行い、評価結果を昇給に反映した。また、評価結果は、昇任、人事異動等の人事配置にも活用した。</li> <li>研究経験等を有するプログラムディレクター(PD)を延べ 13 名、プログラムオフィサー(PO)を延べ 196 名登用している。</li> <li>各事業で登用した PD・PO は、大学や民間企業等での自らの研究開発経</li> </ul>	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価基準にしたがって H23 年度の実績を分析・評価した結果、H23 年度年度計画は着実に実施され、中期目標の達成に向かって実績を重ねていることから、A 評定とする。</li> </ul> <p>【各論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり修繕を行っており、進捗は順調であった。</li> <li>研究経験を有する者をプログラムディレクター、プログラムオフィサー等に積極的に登用し、競争的研究資金による事業を有効に実施した点が評価できる。</li> <li>職員の業績及び発揮能力を年1回評価し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映する等、人事管理を適切に行ったと認められる。</li> <li>業務上必要な知識及び技術の取得、自己啓発や能力開</li> </ul>			



<p>に登用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の円滑な遂行、効果的な人員配置等を可能とすべく、業務上必要な知識及び技術の取得、自己啓発や能力開発のための研修制度(プログラムオフィサー育成のための研修を含む)を適切に運用する。</li> </ul> <p>【中期目標期間を超える債務負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標期間を超える債務負担はあるか。ある場合は、その理由は適切か。</li> </ul> <p>【積立金の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積立金の支出はあるか。ある場合は、その使途は中期計画と整合しているか。</li> </ul>	<p>験等を活かしつつ、各課題の研究開発推進及び成果の取りまとめのほか、事業運営に助言を適宜行うなど、競争的資金制度の運営に大きな役割を果たした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度研修計画を策定し、計画に基づき下記のとおり実施した。</li> <li>業務を円滑に行うための能力を JST 基礎力と定義し、その育成制度として、階層別研修、若手研修(新規)等 10 本のプログラムを実施した(参加人数の総数は 292 名)。階層別研修では、一部階層へのロールプレイ導入、部長級職員を対象とした多面観察の試行といった新たな取組を行った。また若手研修は、入社 2~4 年目若手職員を対象とし、JST の理解と外部に対する発信能力を段階的に習得するプログラムとした。</li> <li>自己啓発や能力開発のため、e ラーニング受講費補助を行った(33 名)。また、平成 23 年度は定年制職員全員の TOEIC テスト受験を義務化し、TOEIC-IP テスト及び TOEIC 公開テスト受験料補助を行い職員の英語力を把握した(430 名)。さらに、国内及び海外長期研修者の公募による選考を行った。</li> <li>PO の育成については、JST・PO 研修・審査・資格認定制度の見直しを行い、新たに設置した JST-PO 研修院の下でより体系的な研修を行った。平成 23 年度は 53 名の研修生に対して 28 回の研修を行った。</li> </ul> <p>【中期目標期間を超える債務負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度に締結した契約において、中期目標期間を超える債務負担額は、43 億円である。</li> </ul> <p>【積立金の支出の有無及びその使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度における第 1 期目標期間中の繰越積立金の取崩額は、255,193 円であった。第 1 期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当している。</li> </ul>	<p>発のための各種研修制度を適切に運用し、事業の円滑な遂行、効果的な人員配置等を実施した点が評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債務負担については、研究開発委託契約など中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、次期中期目標期間にわたって契約したものであり、適切である。</li> <li>積立金の使途については、第 1 期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当しており、中期計画と整合しており適切である。</li> </ul>
--	---	--

独立行政法人科学技術振興機構の実物資産の保有状況（平成24年3月31日）

■建物及び附属設備、構築物、土地

No.	施設名等	所在地	B/S価格	用途	設置目的	利用率(出るもののみ)	必要性	独立行政法人 整理合理化計画 指摘対象資産	22年12月 独法事務事業見 直し 指摘対象資産	処分又は有効活用を行うものとなった 場合は その方針と取り組み状況
			計 (百万円)						政府の方針	
1	日本科学未来館	東京都江東区青海2丁目3番6号	20,447	事務所・展示等	最先端の科学技術及び科学コミュニケーション手法に関する情報の国内外への発信と交流のための総合的な拠点	<活用状況> ・年間開館日数（平成23年度）258日（※東日本大震災により被災し、平成23年3月12日～6月10日まで休館） ・年間来館者数（平成23年度）54.5万人	日本科学未来館事業は、先端科学技術の情報発信により、より多くの国民が科学技術の理解を深め、ひいては我が国の健全な科学技術振興に貢献することを目的としているため、国が自ら実施する必要があり、かつ、本資産の利用度も高いことから、機構による自らの保有が必要不可欠である。			
2	JSTイノベーションプラザ北海道	北海道札幌市北区北19条西11丁目	776	事務所・開発実施場所	地域におけるシーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく支援するための施設(新技術の企業化開発)	研究室(H23当初利用率実績43%、H22利用率実績57%、H21利用率実績86%)	プラザ研究室での産学官共同による企業化に向けた試験研究をはじめ、地域におけるイノベーション創出を総合的に支援するために自ら施設を保有してきたが、自治体等への移管等を進めることを中期目標及び中期計画(平成19年度～23年度)を変更して規定した。平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって全国8館のプラザは廃止することとし、プラザ施設については現在、自治体等と移管に向けた交渉中である。	◎	○	プラザ機能については平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって全国8館のプラザは廃止した。プラザ施設については自治体等への移管等を進めることを中期目標及び中期計画(平成19年度～23年度)を変更して規定し、現在、自治体等と移管に向けた交渉中である。
3	JSTイノベーションプラザ宮城	宮城県仙台市青葉区南吉成六丁目6番地の5	725	事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績87%、H22利用率実績87%、H21利用率実績100%)		◎	○	
4	JSTイノベーションプラザ石川	石川県能美市旭台2丁目13	667	事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績45%、H22利用率実績85%、H21利用率実績90%)		◎	○	
5	JSTイノベーションプラザ東海	愛知県名古屋南区阿原町23-1	762	事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績100%、H22利用率実績100%、H21利用率実績100%)		◎	○	
6	JSTイノベーションプラザ大阪	大阪府和泉市テクノステージ3丁目1-10	607	事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績40%、H22利用率実績53%、H21利用率実績60%)		◎	○	
7	JSTイノベーションプラザ広島	広島県東広島市鏡山3丁目10-23	715	事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績71%、H22利用率実績79%、H21利用率実績79%)		◎	○	
8	JSTイノベーションプラザ福岡	福岡県福岡市早良区百道浜3-8-34	787	事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績75%、H22利用率実績92%、H21利用率実績92%)		◎	○	
9	JSTイノベーションプラザ京都	京都府京都市西京区御陵大原1-30	761	事務所・開発実施場所		研究室(H23当初利用率実績86%、H22利用率実績100%、H21実績利用率100%)		◎	○	
10	二宮ハウス	茨城県つくば市二の宮1-6-2	3,082	宿舎		国際研究交流基盤の整備として運営している外国人研究者用宿舎。		入居率67.5%(H23年度)	JSTの運営する外国人研究者宿舎(以下「宿舎」という。)は、単に外国人に宿泊施設を提供するのみではなく、各種生活支援サービスの提供を行うことをもって、外国人研究者が研究活動に専念できる良好な研究環境を提供するものである。科学技術基本計画第1期～第3期を通じて国の政策としてとりあげられた「つくば研究学園都市における外国人研究者受入促進のための環境整備」並びに第4期の「海外の優れた研究者(中略)の受入れを促進するため」の具体的施策であり、政策的な意義は高い。このように、政策的意義が高く、かつ、外国人研究者及びその受け入れ機関のニーズも高い宿舎を、安定的・継続的に運営し、効果的・効率的に外国人研究者を支援するためには、現在の態様での宿舎の保有が必要不可欠である。	
11	竹園ハウス	茨城県つくば市竹園2-20-4	617	宿舎						
12	伊東研修施設	静岡県伊東市竹の内1-171-2	-	研修施設、宿泊施設	職員等の研修・厚生施設。なお、会員制施設の法人会員制度を利用し、自ら固有の施設は保有していない。	-	-	◎	○	・平成24年3月14日付けで売却を実施し、平成24年3月28日付けで国庫納付を完了した。

13	池袋宿舎(205)	東京都豊島区池袋2-73-10-205	12	宿舎	職員の宿舎として使用	—	本施設に係る年間経費削減により、現入居者が退去次第処分する。	○	
14	池袋宿舎(405)	東京都豊島区池袋2-73-10-405	13	宿舎	職員の宿舎として使用	—	本施設に係る年間経費削減により、現入居者が退去次第処分する。	○	・平成24年3月をもって入居者の退去が完了し、今後国庫納付に向けた手続きを開始する。
15	与野宿舎	埼玉県さいたま市中央区本町東5-737-52	30	宿舎	職員の宿舎として使用	—	本施設に係る年間経費削減及び老朽化により、現入居者が退去次第処分する。	○	
16	日科寮	東京都練馬区旭町2-359	11	宿舎	職員の宿舎として使用	—	施設の老朽化、寮としての管理経費の削減等の観点から、寮としては廃止した。今後、資産としての有効活用及び処分も含めた検討を行う。		
17	情報資料館	東京都練馬区旭町2-359	1,159	事務所等	情報資料館は、1980年に開設し、世界40数カ国から科学技術全分野にわたる膨大な資料を一般の利用に供するため、その保管・閲覧・複写等のサービス業務を実施。筑波資料センターは、所蔵資料数の増加に伴い、情報資料館のスペースでは不足する状況となったことから、1987年に情報資料館の分館として開設し、上記の業務を実施。	両館で所蔵資料約424万冊を保管(情報資料館:136万冊、筑波資料センター:294万冊)し、閲覧・複写業務を行うために使用。(平成24年3月31日現在)	情報資料館は、1980年に開設し、世界40数カ国から科学技術全分野にわたる膨大な資料を一般の利用に供するため、その保管・閲覧・複写等のサービス業務を実施。筑波資料センターは、所蔵資料数の増加に伴い、情報資料館のスペースでは不足する状況となったことから、1987年に情報資料館の分館として開設し、上記の業務を実施。		
18	情報資料館筑波資料センター	茨城県つくば市酒丸293	374	事務所等	情報資料館は、1980年に開設し、世界40数カ国から科学技術全分野にわたる膨大な資料を一般の利用に供するため、その保管・閲覧・複写等のサービス業務を実施。筑波資料センターは、所蔵資料数の増加に伴い、情報資料館のスペースでは不足する状況となったことから、1987年に情報資料館の分館として開設し、上記の業務を実施。	両館で所蔵資料約424万冊を保管(情報資料館:136万冊、筑波資料センター:294万冊)し、閲覧・複写業務を行うために使用。(平成24年3月31日現在)	情報資料館は、1980年に開設し、世界40数カ国から科学技術全分野にわたる膨大な資料を一般の利用に供するため、その保管・閲覧・複写等のサービス業務を実施。筑波資料センターは、所蔵資料数の増加に伴い、情報資料館のスペースでは不足する状況となったことから、1987年に情報資料館の分館として開設し、上記の業務を実施。		
19	本部	埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル	1308	事務所	JST業務を遂行する際の事務所として活用。総務、経理、システム施設などの管理系業務を実施。		JST業務を遂行する際の事務所として活用。総務、経理、システム施設などの管理系業務を実施。		
20	東京本部	東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ	5,293	事務所	JST業務を遂行する際の事務所として活用。科学技術情報の流通促進、科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進(科学技術理解増進)等、主として事業系の業務を実施	(参考)ホールの利用率 80%(平成23年度)	JSTの科学技術情報の流通促進、科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進(科学技術理解増進)等を遂行するに際し、有識者、研究者、企業等との密接な連携が必要不可欠となっており、これらの関係者、関係機関、利用者とのアクセスが容易である現在地に立地していることで、当該事業が効果的、効率的に行われている状況である。現在地の東京都心を離れ、郊外に移転することは、各事業の円滑な推進に大きな影響を与えることから、引き続き当該事務所を保有することが必要不可欠である。	◎	・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に従い、平成23年度に東京本部とその近隣の2箇所に集約した。これにより集約前と比較し、年間賃料を165百万円削減した。 ・なお、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)については、「東京本部の保有等についての調査検討結果」を機構のホームページに公表し、対応済みである。
21	上野事務所	東京都台東区池之端1-1-15	532	事務所	JST業務を遂行する際の事務所として活用。特許化支援事業関係の業務を実施	—	現物納付に向けた手続きを進めており現在、閉鎖管理をしている。	○	現物納付に向けた手続きを進めており、平成24年度以降に国庫へ納付する予定
22	つくば国際会議場	茨城県つくば市竹園2-20-3	2215	会議場	単独での我が国の基礎研究をはじめとする研究活動を活性化するためには、基礎研究を担うべき研究機関等が集積している筑波研究学園都市の研究交流の活性化が重要である。そのため、研究者が互いに知的触発を受けるための諸活動を支援する研究交流の場が必要である。本施設は、当該学園都市を中心とした国内外の研究者の交流の活性化を図るとともに、交流の受け皿となる空間と効率よく研究者間の知的触発を促進する情報交換機能等の支援機能を持つものであり、重要な役割を果たしている。なお、当該資産の運営は茨城県の財団が行っているが、JSTが当該施設を有することに伴う財政的負担は発生していない。	平成23年度 55%	本施設は茨城県との区分所有となっている。なお、当該資産の運営は茨城県の財団が行っているが、機構が当該施設を有することに伴う財政的負担は発生していない。売却等を行う場合には、相手先として、JSTとともに区分所有している茨城県以外には想定できないことから、本施設については、茨城県への売却を含め、今後の扱いについて検討している。		
23	その他実験室等		14				土地や建物ではない固定資産であり、処分する対象資産ではない。(研究室のハーテーション等)		

■ 賃貸物件

No	施設名称	所在地	用途	設置目的	必要性	政府の方針		処分又は有効活用を行うものとなった場合は、その方針と取り組み状況
						独立行政法人整理合理化計画 指摘対象資産	22年12月 独法事務事業見直し 指摘対象資産	
1	日本科学未来館土地	東京都江東区青海2丁目3番6号 他	事務所・展示等	最先端の科学技術及び科学コミュニケーション手法に関する情報の国内外への発信と交流のための総合的な拠点	日本科学未来館事業は、国が自ら実施する必要があり、かつ、本資産の利用度も高いことから、機構による自らの保有が必要不可欠である。			
2	パリ事務所（海外事務所他3カ所）	28 rue du Docteur Finlay 75015 Paris, FRANCE 他	事務所	JSTの海外事務所の主な役割は各担当地域における(1)機構事業の海外展開の支援、(2)情報収集発信、(3)科学技術関係機関とのネットワーク強化であり、JSTが、政策的ニーズに応じて科学技術の国際展開を実施。	JSTの海外事務所の主な役割は各担当地域における(1)機構事業の海外展開の支援、(2)情報収集発信、(3)科学技術関係機関とのネットワーク強化であり、JSTが、科学技術外交等の政策的ニーズに応じて科学技術の国際展開を実施するにあたって、海外事務所の必要性和重要性は非常に大きい。	◎	○	・パリ事務所については、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、平成26年度中の共用化に向けて協議中。 ・北京事務所については、平成23年4月から、理化学研究所北京事務所と会議室等の共用を開始した。 ・ワシントン事務所は平成22年3月1日より日本学術振興会と会議室等を共用中 ・シンガポール事務所は、理化学研究所と会議室等を共用中。
3	東京本部(1～5階)	東京都千代田区四番町5-3サイエンスプラザ 他	事務所	JSTの科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進(科学技術理解増進)及びその他行政のために必要な業務を遂行することを目的に、有識者、研究者、企業等と密接な連携を図り、当該事業を効果的、効率的に行う。	JSTの科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進(科学技術理解増進)及びその他行政のために必要な業務を遂行するに際し、有識者、研究者、企業等との密接な連携が必要不可欠となり、これらの関係者、関係機関、利用者とのアクセスが容易である現在地に立地していることで、当該事業が効果的、効率的に行われている状況である。現在地の東京都心を離れ、郊外に移転することは、各事業の円滑な推進に大きな影響を与えることから、引き続き現在地に立地することが必要不可欠である。		○	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に従い、平成23年度に東京本部とその近隣の2箇所に集約した。これにより集約前と比較し、年間賃料を165百万円削減した。
4	東京本部別館	東京都千代田区5番町7	事務所、研究実施場所	JSTの新技術の創出に資する研究及び新技術の企業化開発等の業務を遂行することを目的に、有識者、研究者、企業等と密接な連携を図り、当該事業を効果的、効率的に行う。	JSTの新技術の創出に資する研究及び新技術の企業化開発等の業務を遂行するに際し、有識者、研究者、企業等との密接な連携が必要不可欠となり、これらの関係者、関係機関、利用者とのアクセスが容易である現在地に立地していることで、当該事業が効果的、効率的に行われている状況である。現在地の東京都心を離れ、郊外に移転することは、各事業の円滑な推進に大きな影響を与えることから、引き続き現在地に立地することが必要不可欠である。		○	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に従い、平成23年度に東京本部とその近隣の2箇所に集約した。これにより集約前と比較し、年間賃料を165百万円削減した。
5	JSTイノベーションプラザ北海道（他イノベーションプラザ土地7カ所）	北海道札幌市北区北19条西11丁目 他	事務所、研究施設	地域におけるシーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく支援するための施設(新技術の企業化開発)	プラザ研究室での産学官共同による企業化に向けた試験研究をはじめ、地域におけるイノベーション創出を総合的に支援するために自ら施設を保有してきたが、自治体等への移管等を進めることを中期目標及び中期計画(平成19年度～23年度)を変更して規定した。平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって全国8館のプラザは廃止することとし、プラザ施設については現在、自治体等と移管に向けた交渉中である。	◎	○	プラザ機能については平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって全国8館のプラザは廃止した。プラザ施設については自治体等への移管等を進めることを中期目標及び中期計画(平成19年度～23年度)を変更して規定し、現在、自治体等と移管に向けた交渉中である。移管の決定後、借上を終了する。
6	JSTイノベーションサテライト岩手（他イノベーションサテライト7カ所）	岩手県盛岡市飯岡新田3-35-2 岩手県先端科学技術研究センター内	事務所、研究施設	地域におけるシーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく支援するための施設(新技術の企業化開発)	地域におけるイノベーション創出を総合的に支援するためのオフィスとして設置してきたが、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって全国8館のサテライトは廃止することとし、退去する。	◎	○	平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって閉館した後、退去する。
7	JSTイノベーションプラチ千葉（他イノベーションプラチ2カ所）	千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33 千葉大学産学連携・知的財産機構内 他	事務所	地域におけるシーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく支援するための施設(新技術の企業化開発)	地域におけるイノベーション創出を総合的に支援するためのオフィスとして設置してきた。平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって廃止することとし、退去する。	○	○	平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、平成24年3月31日をもって閉館した後、退去する。
	特許化支援事務所(北海道)	北海道札幌市北区北21条西12丁目 コラボほっかいどう3階	事務所	特許化支援事務所は大学の知的財産本部等からの要請に基づき、大学等では行き届かない先行技術調査、特許相談をはじめとする大学の特許強化に資する地域に根ざした支援を行っている。	北海道地区での特許化支援の需要動向を検討したが、その需要が極めて大きいため、現状の事務所が不可欠である。			

	特許化支援事務所(中部)	愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル6階	事務所	特許化支援事務所は大学の知的財産本部等からの要請に基づき、大学等では行き届かない先行技術調査、特許相談をはじめとする大学の特許強化に資する地域に根ざした支援を行っている。	中部地区での特許化支援の需要動向を検討したが、その需要が極めて大きいため、現状の事務所が不可欠である。			
8	特許化支援事務所(関西)	大阪府大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル7F	事務所	特許化支援事務所は大学の知的財産本部等からの要請に基づき、大学等では行き届かない先行技術調査、特許相談をはじめとする大学の特許強化に資する地域に根ざした支援を行っている。	関西地区での特許化支援の需要動向を検討したが、その需要が極めて大きいため、現状の事務所が不可欠である。			
	特許化支援事務所(中・四国)	岡山県岡山市北区津島中1-1-1	事務所	特許化支援事務所は大学の知的財産本部等からの要請に基づき、大学等では行き届かない先行技術調査、特許相談をはじめとする大学の特許強化に資する地域に根ざした支援を行っている。	中国・四国地区での特許化支援の需要動向を検討したが、その需要が極めて大きいため、現状の事務所が不可欠である。			
	特許化支援事務所(九州)	福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル10階	事務所	特許化支援事務所は大学の知的財産本部等からの要請に基づき、大学等では行き届かない先行技術調査、特許相談をはじめとする大学の特許強化に資する地域に根ざした支援を行っている。	九州地区での特許化支援の需要動向を検討したが、その需要が極めて大きいため、現状の事務所が不可欠である。			
9	西日本支所	大阪府大阪市西区靱本町1丁目8番4号 大阪科学技術センタービル3階	事務所	西日本支所は、受益者負担で実施している文献情報提供事業における担当地区の営業およびオンライン研修会の開催を主たる業務とし、大学、研究機関、民間企業を中心に新たな顧客の開拓、商品の紹介・普及といった所謂営業を実施していることから、西日本地区(顧客が集中している大阪市)に設置する必要がある。	文献情報提供事業の提供業務機能を民間に移行し、自らの提供を終了する平成24年度末を以って廃止する予定			
10	さきがけ「二酸化炭素資源化を旨とした植物の物質生産力強化と生産物活用のための基盤技術の創出」総括・スタッフ執務スペース 他20箇所	京都市下京区中堂寺栗田町93 京都リサーチパーク4号館423号室 他	事務所	技術参事等スタッフが常駐し、研究総括を補佐し、研究指揮の補佐、研究計画の調整、研究推進状況の把握、プロジェクト運営の会計的実務と、本部-研究総括-研究員間の連絡や調整などの支援業務、外部の機関や研究者への窓口業務を行っている。なお、JSTの事業には時限があるため、研究終了後は速やかに当該スペースは廃止される。	研究計画の調整等の研究支援業務等を円滑に行うために、当該研究プロジェクト進行期間中は現在の場所に設置が必要である			時限付きプロジェクトのための賃貸施設であり、終了後退去する。
11	ERATO「平山核スピネロクトロニクス」研究実施場所 他12箇所	※震災により引越 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号 東北大学電気通信研究所2号館2階-W212 他	事務所・研究実施場所等	技術参事等スタッフが常駐し、研究総括を補佐し、研究指揮の補佐、研究計画の調整、研究推進状況の把握、プロジェクト運営の会計的実務と、本部-研究総括-研究員間の連絡や調整などの支援業務、外部の機関や研究者への窓口業務を行うとともに、研究実施場所として既存組織の枠にとらわれない、自由な発想の研究実施を可能とするため、研究の性質に馴染む研究室をリサーチパーク、民間研究機関、大学などから借用して活用している。なお、JSTの事業には時限があるため、研究終了後は速やかに当該実施場所は廃止される。	研究計画の調整等の研究支援業務等を円滑に行うために、当該研究プロジェクト進行期間中は現在の場所に設置が必要である			時限付きプロジェクトのための賃貸施設であり、終了後退去する。
12	借上住宅 (145件)	東京都板橋区 他	宿舍	職員の宿舍として使用	地方への転勤者に対する措置や災害時非常時に緊急参集する必要があるため及び深夜勤務を強いられる業務があることから必要。代替する保有宿舍がないため、世帯ごと別々に民間等の物件を必要な期間だけ借上げする形態をとっている。			国の方針を踏まえて、借上住宅制度の在り方を検討する。